

能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年11月6日(月) 午前10時00分～10時25分
2. 開催場所 能勢町役場 西館会議室
3. 出席委員 (15人)

農業委員	1番	乾	義夫
	2番	今中	明
	3番	塚原	洋平
	4番	辰野	卓爾
	5番	福井	明房
	7番	早瀬	裕康
	8番	福中	繁信
	9番	成田	周平
	10番	森畠	和志
	11番	平田	守
	12番	龍見	敬明

推進委員	2番	吉村	次郎
	3番	田嶋	善一
	5番	鈴木	義廣
	8番	植浦	孝広

4. 議事日程
 - 議案第26号について 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
 - 議案第27号について 農地法第4条の規定による農地転用の許可について
 - 議案第28号について 農地法第5条の規定による農地転用の許可について
 - 議案第29号について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
 - その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき

事務局 辻本 龍馬

6. 会議の概要

会 長 皆様、おはようございます。本日も、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。10月の農地パトロール、大阪府農業委員会大会に参加していただき、ありがとうございました。農地パトロールでは、農地が減っている原因は農地の転用等が進んでいること、また、管理が大変で後継者問題もあるようです。都市計画法で、市街化調整区域内に関しては問題ないと思います。ほ場整備を進められまして、水路、農道が土地改良で整備されております。全体を区域外することは、とても難しいですが、事務局の方で調整してほしいとお願いをしております。地域計画アンケートで10年計画も実施されておりますので、今後も進めていけたらと思っております。本日も案件がございますので、慎重審議よろしくおねがいします。それでは、審議に入ります。

局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長にお願いいたします。

議 長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、6番 石塚委員、13番 原田委員より出ております。

議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことに賛成の方は、挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、私の方から指名させていただきます。今回の署名委員につきましては、10番 森島委員、11番 平田委員にお願いいたします。

議 長 つづきまして、議案第26号 農地法第3条の規定による所有権移転について、事務局より説明願います。

事務局 議案第26号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。
番号8番について、鈴木委員お願いします。

鈴木委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町地黄▲▲▲ 田 596㎡

10月30日に現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に野菜の栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。
地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 お諮りいたします。議案第26号について申請のとおり許可することにご賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手。

議 長 全会一致であるため、議案第26号について申請のとおり許可することといたします。

- 議 長 つづきまして、議案第 27 号について事務局より説明願います。
- 事務局 議案第 27 号について説明
- 議 長 事務局の説明が終わったわけですが、農地利用最適推進委員に意見を求めます。番号 9 について、吉村委員、お願いします。
- 吉村委員 農地法第 4 条の規定による許可申請について意見書
- 申請人 ●● ●●
申請地 能勢町倉垣▲▲▲ 畑 19 m²
転用目的 露天駐車場
- 11月2日に、現地確認を行いました。
この申請につきましては、転用の追認案件となっております。経過としましては、申請人の父が農地の転用に許可が必要であることを知らず、来客用の駐車場として整備したとのこと。駐車台数は2台とのこと。なお、今回の転用は、すでに行われておりますので、始末書を提出されております。また、今回の農地転用については、必要最小限度であり、要件を満たしていると思われま。以上、ご意見申し上げます。
- 議 長 ご苦労様でした。担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。
- 各委員 なし。
- 議 長 それでは、お諮りいたします。議案第 27 号について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
- 各委員 挙手。
- 議 長 全会一致であるため、「許可やむを得ない」として、大阪府農業会議へ意見聴取いたします。
- 議 長 つづきまして、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による農地転

用の許可申請について事務局より説明願います。

事務局 議案第28号について説明。

議長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員地区担当に意見を求めます。番号2番について、植浦委員よりお願いします。

植浦委員 農地法第5条の規定による許可申請について意見書

譲受人 ●● ●●

譲渡人 ●● ●●

申請地 能勢町片山▲▲▲ 田 181㎡

転用目的 露天駐車場

10月27日現地確認を行いました。

申請者は、●●で、現在、当該申請地前にある農地で、ぶどう農園をしており、そのぶどう農園の駐車場として整備するものです。敷地は碎石敷きで整地し、東側水路に土砂流出がないよう、進入路については土留めを行い、法面については現状のままとする計画です。現地確認、計画図等での確認の結果、転用面積は必要最小限であると思われまます。以上のことから、今回の農地転用については、要件を満たしていると思われまます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議長 ないようですので、お諮りをいたします。議案第28号について申請とおり許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手。

議長 全会一致（賛成多数）であるため、「許可やむ得ない」として、大阪府農業会議へ意見聴取いたします。

議 長 つづきまして、議案第29号 農業経営強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第29号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第29号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 山辺▲▲▲番に係る違反転用について

今年の4月に近隣住民の方より山辺▲▲▲番の農地内において、無断で露天駐車場にしているとの相談があり、後日、農地所有者に事情聴取及び現場確認を行いました。その後、5月の農業委員会総会にて、当該地が農振農用地内であり基本的には転用ができない農地で転用がされていること、当該地の所有者は過去に転用の実績があり、農地法を認知しているうえでの行為であることから、違反転用として扱い農業委員会総会後に指導を行うこととして報告させていただきました。10月19日に所有者から原状回復が完了したとの報告を受けたので、事務局及び地元農業委員の福中委員と現場確認を行いました。事務局としましては、現場確認及び福中委員との相談の結果、原状回復履行期限までに、碎石、ブロック等は撤去されたものの、農業が速やかに再開される状況とは認められないので、水稻が再開されるまでは、違反転用の指導対象とし、

水稲が再開された時点で、違反転用の原状回復完了と考えています。

農地パトロールについて（事務局より結果配布）

先月、皆様にご協力をいただき、町内全地区の農地パトロールが完了いたしました。パトロール結果としましては、令和4年度に比べ、今年度は5筆が遊休化解消され、18筆の農地が農地パトロールの対象となりました。この対象の方々には、先日、事務局より指導通知を11月末までに回答するよう通知しました。次回の農業委員会総会で報告させていただきます。

次回の総会の日程について

日 時：12月6日（水）午前10時より
会 場：役場西館3階 会議室

議 長 他の委員からのご意見はありませんか。

各委員 なし。

議 長 これで11月の案件は、すべて終了いたしました。
ありがとうございました。